

【令和3年度12月版】新型コロナウイルス感染症に係る事業者向け支援制度一覧

最新の主な事業者向け支援制度を掲載します。事業者の皆様におかれましては、申請漏れがないようご注意ください。
(R3.12 現在)

主体	名称	対象者	申請期間	問い合わせ先
国	月次支援金	詳しくは問合せ先までお尋ねください	・10月分 11.1～R4.1.7	月次支援金相談窓口 ☎ 0120-211-240
県	熊本県感染防止対策認証 店衛生管理設備導入補助 金	飲食店に係る熊本県感染防止対策認証制度の認証を受けた店舗	R4.2.28まで	熊本県感染防止対策 認証制度事務局 ☎ 096-353-6330
町	山都町店舗等新型コロナ ウイルス感染症感染拡大 防止対策事業補助金	町内に飲食業、小売業、サービス業等、顧客を相手に事業活動を行う店舗を有する者	R4.1.31まで	山都町商工会 ☎ 72-0186
	山都町月次応援給付金	町内に主たる事務所が所在する事業者等で、月次支援金または県支援一時金を受給した者（対象：令和3年4月～9月分）	R4.1.31まで	山の都創造課 商工観光係 ☎ 72-1158
	山都町元気回復プロジェクト補助金	① 町内に主たる事業所が所在する法人並びに個人事業者 ② ①の法人や事業者3者以上で構成された団体	R4.1.31まで	
	山都町新型コロナウイルス 感染症対策特別資金利 子補給金	令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に新型コロナウイルス関連融資制度を利用した町内の事業者	R4.1～3月 (予定)	
	イベント開催用感染防止 対策支援補助金	町内で町の観光及び商工業に資するイベントを行う団体（町内に主な事業所を有する法人または町内に住所を有し、かつ、居住している者が代表を務める任意団体）	R4.2.28まで	
交通事業者事業継続応援 給付金	町内で本社または営業所を有する事業者	R4.1.31まで	企画政策課 ☎ 72-1214	

上益城消防本部YouTubeチャンネル開設しました

上益城消防本部では公式 YouTube チャンネルを開設致し、上益城消防本部の紹介や消防の仕事についての動画を配信中です。今後も「消火器の使い方が分からない」「119をかけても何を伝えればいいの？」など疑問に思うことを住民の皆様へ寄り添った動画を配信していきますので、ぜひご覧ください。アクセス方法は「上益城消防本部」で検索していただくか、下記の2次元コードを読み取ることができます。

ご不明な点は上益城消防本部総務課までお問い合わせください。



▲動画「119のかけ方」より
119番通報したときの伝え方や注意事項などについて動画で解説。



▲YouTubeチャンネル
【公式】上益城消防組合

問合せ先 上益城消防本部 総務課 ☎ 096-282-1959

税金は必ず納期限内に納付しましょう



納期限内に税金を納付しなかった場合、納付した方と納付しなかった方（滞納者）との負担の公平性を図るため、滞納処分を行う場合があります。

滞納処分とは、滞納者の財産から強制的に徴収するための法的手段です。納期限までに税金を納めないと財産を差押えされるだけでなく、延滞金が加算され、さらに滞納額が大きくなります。

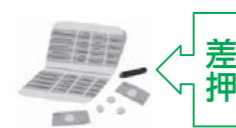
○滞納者への差し押えを実施しています

町では、納税意識のない個人および法人に対して、納税の公平性を保つために差し押えを強化しています。

差し押さえできる財産として、主な例は次の①～⑤のとおりです。

①預貯金（普通・定期）

金融機関に対して滞納者の口座情報を調査し、残高を差押えます。



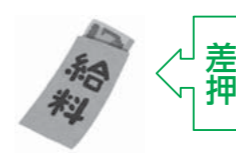
④不動産

滞納者が所有している自宅や土地などの不動産を差押えます。



②給与

滞納者の勤務先に対して給料および賞与などの情報を調査し、差押禁止額を除いた金額を差押えます。



⑤動産（搜索）

滞納者の自宅・営業所などの家宅搜索をして、動産[電化製品、貴金属、骨董品など]を直ちに差押え(引き上げ)ます。差押えした動産は、公売によりその売上代金を滞納している税へ充てます。



③生命保険

保険会社に対して契約情報を調査し、滞納者が契約している保険の強制解約を行い、解約返戻金を差押えます。



▲熊本県と共同で実施した町税滞納者の自宅および車の搜索現場(実際の写真)

《差押えについてのQ&A》

Q：いきなり差押えができるのか？



A：自力執行として財産を差し押さえます。

税は納付期限内納付が大原則です。督促状のほか催促書、差押執行予告書などを滞納がある方には送付しています。催促状発送日（納期限を超過後、20日以内に発送）から10日を経過したときは「差押をしなければならない」と地方税法に明示してあります。

(地方税法第331条)

Q：個人の財産を勝手に調べることができるのか？



A：法律により調査の権限が付与されています。

税金を滞納すると、法に基づき財産全てに対する調査権限が発生します。なかでも、滞納者の物または住居などについて行う「搜索」は、刑事上の搜索における令状を必要としない行政手続き上の強制搜索です。(国税徴収法第141条、地方税法第331条等)

税金は、教育、福祉、消防・救急、ゴミ処理など、私たちの生活に必要な住民サービスを賄うために必要なものです。納め忘れが無いよう納期限内にきちんと納付しましょう。

問合せ先 税務住民課 徴収係 ☎ 72-1128 清和支所 税務住民係 ☎ 82-2113
蘇陽支所 税務住民係 ☎ 83-1113